

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例
(平成15年12月26日条例第45号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 事業者等が採るべき措置(第3条～第8条)
 - 第3章 市長による命令その他の措置(第9条～第11条)
 - 第4章 雑則(第12条～第17条)
 - 第5章 罰則(第18条～第22条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び産業廃棄物の不適正な処理により生じる環境の保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を定めることにより、健全で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)と相まって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、管理者及び占有者をいう。

第2章 事業者等が採るべき措置

(産業廃棄物の保管用地の届出)

第3条 事業者は、自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物を本市の区域内において保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ

め、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地の区域(以下「保管用地」という。)ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 保管用地の所在地、面積並びに所有者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 産業廃棄物の保管の方法
- (5) 産業廃棄物の処理に関する計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 非常災害のために必要な応急措置として前項の産業廃棄物を本市の区域内において保管した事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる事項
- (2) 保管した産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定による届出を要しない。

- (1) 産業廃棄物を生じた事業場の敷地内に当該産業廃棄物を保管するとき。
- (2) 産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設(産業廃棄物の保管の場所を含む。)又は産業廃棄物処理施設の敷地内に産業廃棄物を保管するとき。
- (3) 保管用地の面積が300平方メートル未満であるとき。
- (4) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管をするとき。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管をするとき。

(変更等の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 届出者は、前条第1項の規定による届出に係る保管用地を産業廃棄物の保管の用に供

しなくなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保管用地における表示)

第5条 届出者は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る保管用地内の見やすい場所に、別に定めるところにより、これらの規定による届出に係る保管用地である旨その他必要な事項を表示しなければならない。

(運搬指示票)

第6条 本市の区域内に保管用地を設置している事業者は、自ら当該保管用地に産業廃棄物を搬入し、又は当該保管用地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、当該産業廃棄物の運搬の業務に従事する者に対し、次に掲げる事項を記載した指示票(以下「運搬指示票」という。)を交付しなければならない。

- (1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にあっては、搬入元である事業場又は保管用地の名称及び所在地
- (3) 保管用地から産業廃棄物を搬出する場合にあっては、搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項の規定により運搬指示票を交付した事業者は、当該運搬指示票の写しを別に定める期間保存しなければならない。

3 第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該産業廃棄物の運搬中は、当該運搬指示票を常に携行しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等)

第7条 産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。第16条第3項において同じ。)の設置者は、別に定めるところにより、当該施設の維持管理に関し別に定める事項を記録し、これを当該施設(当該施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該施設の周辺の住民その他当該施設の維持管理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号、第13号の2及び第14号に該当するものに限る。)を設置している産業廃棄物処理業者は、当該施設の周辺の住民等に対し、当該施設を公開するよう努めなけ

ればならない。

(土地所有者等が採るべき措置)

第8条 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地を産業廃棄物の不適正な処理を行うおそれのある者に対して使用させることのないようにするとともに、当該土地を産業廃棄物の処理を行う者に対して使用させるときは、当該土地を使用する者が産業廃棄物の不適正な処理を行わないよう適切な措置を採らなければならない。

2 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その結果、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を採らなければならない。

第3章 市長による命令その他の措置

(搬入を停止させるための措置)

第9条 市長は、産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。)の保管又は埋立処分(以下「保管等」という。)が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、当該保管等が法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。)に適合しないおそれがあり、引き続き搬入が継続されれば、環境の保全上容易に回復し難い支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該保管等をする者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命じることができる。

2 前項の搬入の停止を命じることができる期間は、30日を超えてはならない。ただし、市長は、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該停止を命じた期間を延長することができる。

- (1) 法第18条第1項又はこの条例第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 法第19条第1項又はこの条例第14条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第14条第1項の規定による質問に対して陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

3 市長は、第1項の支障の発生又は拡大の防止のため緊急の必要があると認めるときは、同項の土地への産業廃棄物等の搬入を停止させるために必要な措置を採ることができる。

4 前項の規定による措置の内容は、第1項の支障の発生又は拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第10条 処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、当該産業廃棄物の保管又は処分が行われている土地の土地所有者等に対し、当該保管又は処分を行う者によって産業廃棄物の保管又は処分が適正に行われるようにするための適切な措置を採るよう勧告することができる。

(支障の除去等の命令)

第11条 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、必要な限度において、法第19条の5第1項に規定する処分者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を採ることを命じることができる。

2 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、市長は、当該処分が行われた土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を採ることを命じることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情を考慮して、相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 法第19条の5第1項に規定する処分者等又は法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の資力その他の事情から見て、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を採ることが困難であり、又は採っても十分でないとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われることを知り、又は容易に知ることができたとき。

イ 土地所有者等が、正当な理由なく前条の規定による勧告に従わなかったとき。

第4章 雑則

(監視等)

第12条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理を早期に発見するため、市民、事業者及び関係行政機関の長その他の関係者と連携して、随時、産業廃棄物の処理の状況を監視しな

なければならない。

2 本市の区域内において産業廃棄物の不適正な処理を発見した者は、その旨を市長に通報しなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物等の保管等を行う者、第6条第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者、産業廃棄物処理施設の設置者及び土地所有者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

- (1) 事業者又は産業廃棄物の保管若しくは処分を行う者の事務所又は事業場
- (2) 産業廃棄物処理施設のある土地及び建物

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(専門的な知見を有する者の意見の聴取)

第15条 市長は、法第19条の3、第19条の5第1項若しくは第19条の6第1項の規定による命令又は第9条第1項の規定による命令、同条第3項の規定による措置若しくは第11条第1項若しくは第2項の規定による命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、処理基準又は法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しているかどうかの認定その他市長が必要と認める事項について、化学、土木等に関する専門的な知見を有する者の意見を聴くものとする。

(公表)

第16条 市長は、毎年、法及びこの条例の規定による命令その他の措置の実施状況を取

りまとめ、その概要を公表するものとする。

2 市長は、産業廃棄物の不適正な処理に関して、法若しくはこの条例に基づく命令若しくは法に基づく許可の取消し(以下「命令等」という。)を行ったとき、又は法若しくはこの条例に規定する罪について告発をしたときは、当該命令等又は告発の内容その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、産業廃棄物処理施設の設置者が、第7条第1項の規定に違反して、同項に規定する事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつたときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第18条 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第19条 第9条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第5条の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者

- (4) 第6条第1項の規定に違反して、運搬指示票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬指示票を交付した者
- (5) 第6条第2項の規定に違反して、運搬指示票の写しを保存しなかった者
- (6) 第6条第3項の規定に違反して、運搬指示票を携行しなかった者

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第83号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。